

平成 24 年 3 月

上場会社 代 表 者 殿

日 本 証 券 業 協 会  
会 長 前 哲 夫  
株式会社 東京証券取引所グループ  
取締役兼代表執行役社長 斉 藤 惇  
株式会社 大阪証券取引所  
代表取締役社長 米 田 道 生  
株式会社 名古屋証券取引所  
代表取締役社長 畔 柳 昇  
証券会員制法人 福岡証券取引所  
理 事 長 奥 井 洋 輝  
証券会員制法人 札幌証券取引所  
理 事 長 小 池 善 明

## J-IRISSへの御登録のお願いについて

拝啓 平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

既に御承知おきのことと存じますが、日本証券業協会では、内部者取引の未然防止を目的として、上場会社の役員情報に関するデータベース・システム「J-IRISS」（ジェイ・アイリス（※次頁参照））を開発し、平成 21 年 5 月より運営しております。

関係各方面の皆様の御協力の下、数多くの上場会社各位から J-IRISS への御登録を頂戴し、証券会社における内部者登録カードの正確性が図られることにより、内部者取引の未然防止に効果があがっております。

日本証券業協会及び全国の証券取引所では、未登録の上場会社各位にこの J-IRISS に御登録いただくため、昨年 7 月に未登録の上場会社（代表者様）各位に対して御登録願いの書面を送付させていただきました。また、併せて昨年 7 月以降、未登録の上場会社各位を個別に訪問させていただき、J-IRISS に関しての機能やメリットなどを御説明申し上げるとともに、全国の証券取引所で開催される各種のセミナー、フォーラムにおいて J-IRISS の説明を行うなど、登録を促進するための施策をより一層充実させ、取り組んで参りました。この約半年間の状況を見ますと、従前よりも速いペースで登録が進んでおり、昨年 10 月には登録会社数が 2,000 社に達し、本年 2 月末時点で 2,154 社にまで増加しております。結果として、全国の上場会社(3,581 社：本年 2 月末時点)の 6 割を超える

上場会社各位に御登録いただいている状況でございます。

申すまでもございませんが、内部者取引を排除し、誰もが安心して取引できる証券市場を構築、維持することは、私どものみならず上場会社各位をはじめとする幅広い市場関係者の皆様と協力して取り組むべき重要な課題であると考えております。

しかしながら、貴社を含めまだ J-IRISS に御登録いただいていない上場会社各位もございません。

つきましては、引き続き、J-IRISS への登録を促進するための施策に鋭意取り組んで参る所存でございますが、貴社におかれましても、是非とも J-IRISS への御登録を賜りますよう御理解と御協力を改めまして切にお願い申し上げます。

また、本件に関しましては、別添のとおり、金融庁及び証券取引等監視委員会より御要請をいただいておりますことを併せて御報告申し上げます。

なお、J-IRISS の仕組みやメリットなどについて取りまとめましたリーフレットを同封申し上げますので、J-IRISS 御登録の一助となれば幸いです。

追って、本状と行き違いに御登録の御連絡を頂戴しております場合は、何卒御容赦くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### ※ J-IRISS(内部者情報登録・照合システム)

(Japan-Insider Registration & Identification Support System)

上場会社の役員情報を事前に登録いただくことによりデータベース化し、証券会社が自社の顧客情報と当該データベースを照合確認することで上場会社の役員による意図せぬ内部者取引の未然防止等に活用するための、日本証券業協会（金融商品取引法第 67 条の 2 第 2 項の規定による認可を受けた認可金融商品取引業協会）が運営するシステムです。なお、システムの情報セキュリティに関しましては、役員情報の登録において電子証明書を御利用いただくので盗取、改ざん等の心配はございません。また、証券会社と J-IRISS との間は専用回線で結ばれており、システム上の情報漏えいの心配もございません。

URL : <http://www.jsda.or.jp/katsudou/j-iriss/index.html>

(登録している上場会社一覧 : [http://www.jsda.or.jp/katsudou/j-iriss/jiriss\\_sankaitiran.html](http://www.jsda.or.jp/katsudou/j-iriss/jiriss_sankaitiran.html))

○本件に関する御照会先

日本証券業協会 自主規制企画部 J-IRISS 推進室

TEL : 03-3667-8470 FAX : 03-3669-9066

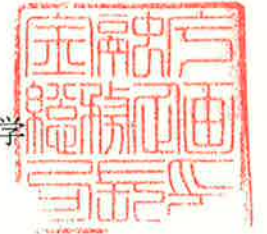
金 総 第 2434 号

平成 23 年 6 月 27 日

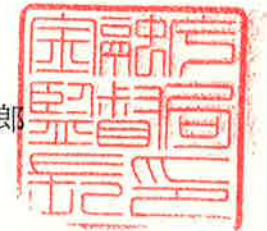
日本証券業協会

会長 前 哲 夫 殿

金 融 庁 総 務 企 画 局 長 森 本 学



金 融 庁 監 督 局 長 畑 中 龍 太 郎



証 券 取 引 等 監 視 委 員 会 事 務 局 長 岳 野 万 里 夫



J-IRISS の活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて

(要請)

日頃、金融行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、インサイダー取引は、投資判断に影響を及ぼす重要事実を知った上場会社等の会社関係者とその他の投資者との間に不平等をもたらし、市場に対する内外の投資者の信頼を著しく損なうものであることから、市場関係者は、それぞれの立場でインサイダー取引の防止に向けた対応を行うことが求められることは言うまでもありません。

とりわけ証券会社は、市場仲介者として市場の透明性・公正性の確保に重要な役割を担っており、金融商品取引法に基づく証券会社の自主規制団体である貴協

会としても、様々な施策に取り組まれていることと存じます。

中でも、証券会社の顧客に係る内部者登録制度の適切な運用は、証券取引の水際でインサイダー取引を防止する非常に重要な施策であり、そのためにも、貴協会が東京証券取引所に委託して運営し、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みである Japan-Insider Registration & Identification Support System（以下、「J-IRISS」と言います。）について、上場会社を含む幅広い市場関係者の理解が深まり、上場会社の登録が促進されることが望まれます。また、J-IRISS への登録は、上場会社の役職員によるインサイダー取引を防止するためのいわば“アラームシステム”として、社内規則等においてインサイダー取引の防止に向けた取り組みを行っている上場会社にとっても、当該取組みの実効性を担保する機能を有しているなど、上場会社における法令遵守態勢の整備に資するものであります。

しかしながら、現状では、J-IRISS への登録会社数は、全上場会社のほぼ半数程度にとどまっており、必ずしも J-IRISS の効用が十分に発揮されているとは言えません。

インサイダー取引の防止に向けては、証券会社のみならず上場会社を含めた市場関係者が一丸となって対応すべきであることを、全ての市場関係者が改めて強く認識する必要があります。

貴協会におかれましては、今後とも J-IRISS への登録促進について上場会社に対し働きかけるとともに、協会員である引受幹事証券会社にも協力要請を行うなど様々な取組みを通じて、インサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進していただくようよろしくお願いいたします。

以上

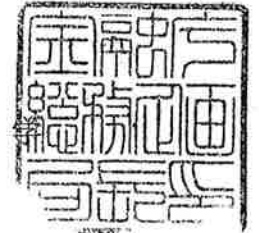
金 総 第 2434 号

平成 23 年 6 月 27 日

株式会社 東京証券取引所グループ

取締役兼代表執行役社長 齊藤 惇 殿

金 融 庁 総 務 企 画 局 長 森 本



証 券 取 引 等 監 視 委 員 会 事 務 局 長 岳 野 万 里 夫



J-IRISS の活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて

(要請)

日頃、金融行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、インサイダー取引は、投資判断に影響を及ぼす重要事実を知った上場会社等の会社関係者とその他の投資者との間に不平等をもたらし、市場に対する内外の投資者の信頼を著しく損なうものであることから、市場関係者は、それぞれの立場でインサイダー取引の防止に向けた対応を行うことが求められることは言うまでもありません。

とりわけ金融商品取引所は、金融商品取引法に定める自主規制業務の担い手として、市場の透明性・公正性の確保に重要な役割を果たしており、貴社におかれましても、インサイダー取引の防止に向けた対応として、日本証券業協会が運営し、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みである Japan-Insider Registration & Identification Support System (以下、「J-IRISS」と言います。)(注1) への上場会社の登録を促進するための様々な施策等に同協会と協力し

て取り組まれていることと存じます。

御案内のとおり、証券会社の顧客に係る内部者登録制度（注2）の適切な運用は、証券取引の水際でインサイダー取引を防止する非常に重要な施策であり、そのためにも J-IRISS について、上場会社を含む幅広い市場関係者の理解が深まり、上場会社の登録が促進されることが望まれます。また、J-IRISS への登録は、上場会社の役職員によるインサイダー取引を防止するためのいわば“アラームシステム”として、社内規則等においてインサイダー取引の防止に向けた取組みを行っている上場会社にとっても、当該取組みの実効性を担保する機能を有しているなど、上場会社における法令遵守態勢の整備に資するものであります。

しかしながら、現状では、J-IRISS への登録会社数は、全上場会社のほぼ半数程度にとどまっており、必ずしも J-IRISS の効用が十分に発揮されているとは言えません。

インサイダー取引の防止に向けては、証券取引所や証券会社のみならず上場会社を含めた市場関係者が一丸となって対応すべきであることを、全ての市場関係者が改めて強く認識する必要があります。

つきましては、貴社におかれましても、J-IRISS への登録促進について上場会社に働きかけるとともに、その他の様々な取組みを通じて、インサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進していただくようよろしくお願いいたします。

（注1）J-IRISS とは、上場会社の役員インサイダー取引等の不公正取引を未然に防止するために、上場会社自身が、自社の役員情報を事前に日証協のデータベースに登録し、証券会社が顧客情報と当該データベースの役員情報を照合・確認することを可能とするシステム。これにより、証券会社が不公正取引等を水際で確認し、可能な限り排除することを目的とする。

（注2）証券会社は、その顧客のうちの上場会社役員及びその同居親族等による内部者取引の未然防止を図る目的から、該当する顧客の氏名、生年月日、住所、所属会社名などを記録した「内部者登録カード」を整備し（平成19年6月日証協規則改正）、同カードを活用して該当する顧客が自社株式等を取引する際に「所属会社の未公表の重要情報」を有していないかを確認している。

以上